

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金

補助事業実施の手引

《令和7年度版》

(問合せ先・書類の提出先)

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室家庭グループ

共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入補助金担当

TEL:045-210-4115

ホームページ:

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300183/kanagawa-kyoudouzyutaku.html>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

8:30～17:15(12:00～13:00は除く。)

<注意事項>

- 要綱で定める工事着手日より前に申請し、交付決定の通知を受けてください。交付決定の通知前に工事を行った場合は、補助金交付の対象となりません。
- 不備不足のない書類が到着した日が、申請の受領日となります。受領日を起点として審査が始まり、交付決定まで通常1か月程度を要します。
- 補助事業は令和8年3月31日(火)までに完了しなければなりません。
- 補助事業が完了したら、完了日から2か月以内又は令和8年4月30日(木)のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。(必着)

目次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 2
令和6年度からの主な変更点	・ ・ ・ ・ ・ 2
<u>1 補助の概要</u>	・ ・ ・ ・ ・ 3
1－1 目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
1－2 補助事業実施の流れ	・ ・ ・ ・ ・ 3
<u>2 補助事業の内容</u>	・ ・ ・ ・ ・ 4
2－1 補助事業	・ ・ ・ ・ ・ 4
2－2 申請者の要件	・ ・ ・ ・ ・ 4
2－3 補助対象経費	・ ・ ・ ・ ・ 5
2－4 補助額	・ ・ ・ ・ ・ 5
<u>3 補助金の交付申請</u>	・ ・ ・ ・ ・ 5
3－1 受付期間等	・ ・ ・ ・ ・ 5
3－2 申請時に提出が必要な書類	・ ・ ・ ・ ・ 6
<u>4 事業の実施</u>	・ ・ ・ ・ ・ 8
4－1 事業着手	・ ・ ・ ・ ・ 8
4－2 事業実施中の注意事項	・ ・ ・ ・ ・ 9
<u>5 事業の完了報告</u>	・ ・ ・ ・ ・ 10
5－1 事業の完了	・ ・ ・ ・ ・ 10
5－2 実績報告時に提出が必要な書類	・ ・ ・ ・ ・ 10
<u>6 補助金の交付</u>	・ ・ ・ ・ ・ 12
6－1 補助金の振込み	・ ・ ・ ・ ・ 12
6－2 補助対象住宅の管理	・ ・ ・ ・ ・ 12
<u>7 書類の提出方法・問合せ先</u>	・ ・ ・ ・ ・ 13

はじめに

この手引きで、使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
自家消費型太陽光発電設備	太陽光を利用する発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、補助事業者が、当該発電設備を導入した共同住宅において、当該発電設備から得た電力を消費することを目的とするもの及びその附属設備（当該発電設備を設置した施設における通常の消費量よりも多く発電されるエネルギーに係る発電設備及びその附属設備は除く。）をいう。
蓄電システム等	自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。
要綱	「神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいう。
要領	「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施要領」のことをいう。
手引	「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金補助事業実施の手引〈令和7年度版〉」（この手引）のことをいう。

＜令和6年度からの主な変更点＞

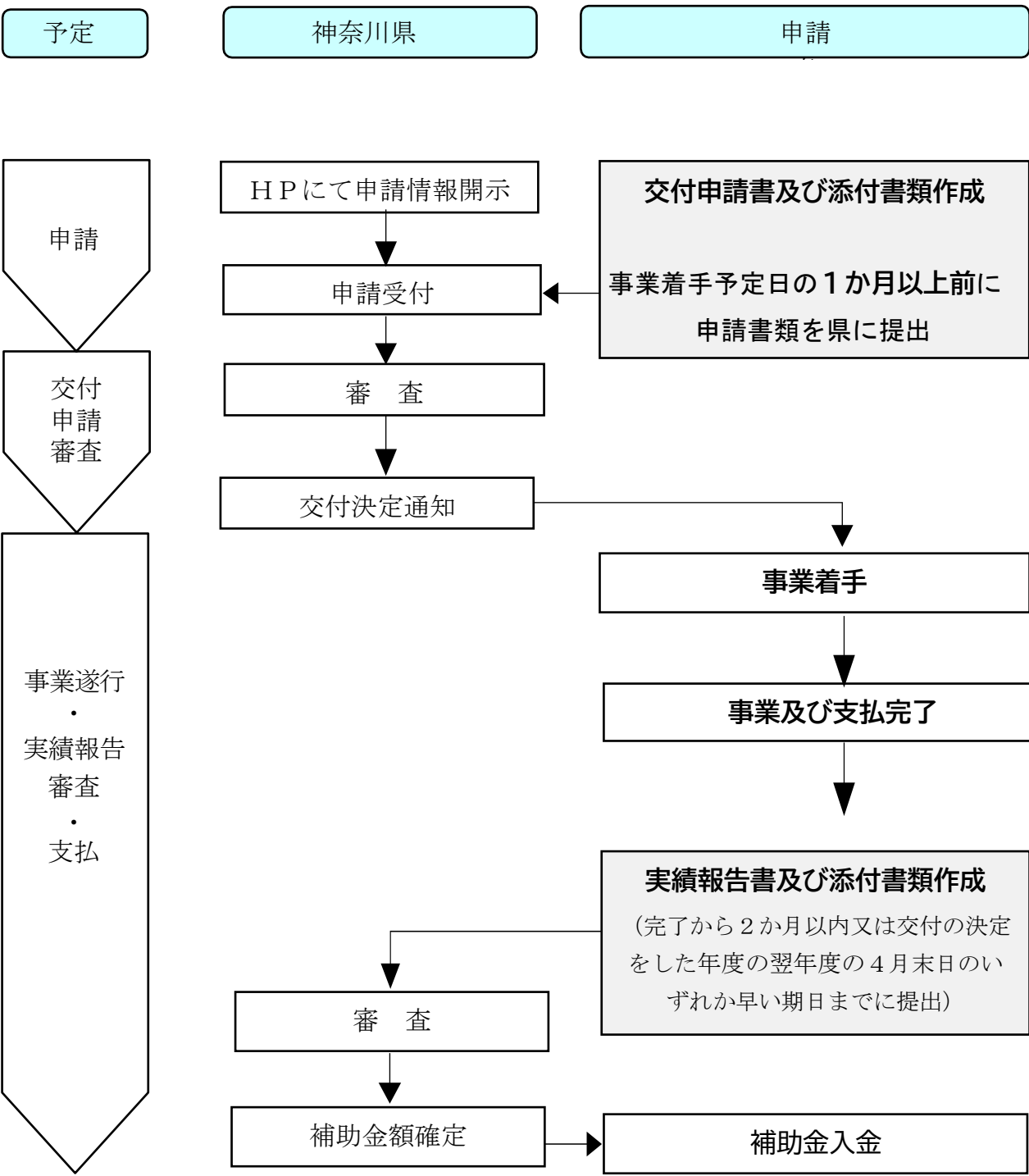
- ・補助単価の引上げを行いました。
（太陽光発電1kWあたり5万円→7万円、蓄電システム1台あたり12万円→15万円）
- ・各種様式及び提出書類等を見直しました。

1 補助の概要

1-1 目的

2050年脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門での省エネルギー化を促進するため、県内の共同住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電システム等の導入に対する経費の一部を補助します。

1-2 補助事業実施の流れ



2 補助事業の内容

2-1 補助事業（申請できる事業）

県内の共同住宅に、新たに太陽光発電設備等を導入する事業（以下「補助事業」という。）であって、次の要件に該当するものです。

- （１）耐震性能を確保した共同住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。））又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（当該年度内に施工完了するものを含む。）であること。
- （２）補助事業を実施する共同住宅において、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を当該共同住宅で消費すること。
- （３）導入する太陽光発電設備等は未使用品（蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であること。
- （４）新たに導入する蓄電システムの設備が次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 環境省令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
 - イ 環境省令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- （５）新たに導入する蓄電システムの機能が次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 停電時においても操作を行うことなく、自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること。
 - イ 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する共同住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。
- （６）神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金との併用申請はできません。

2-2 申請者の要件

（１）補助事業者（申請できる者）

- ・ 県内の分譲共同住宅の管理組合
- ・ 県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人（国及び公共法人を除く。）

（２）管理組合が設立されていない分譲共同住宅の場合

建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができます。ただし、実績報告書の提出以降の手続は当該申請後に設立された管理組合が行わなければなりません。

（３）共同住宅に補助事業者以外の共有者が存在する場合

補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て、全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとします。

2-3 補助対象経費

自家消費型太陽光発電設備及び蓄電システム等の導入に係る設備費及び設置工事費（設計に要する経費を含む。）

※ 値引後の金額で消費税及び地方消費税を控除した額

※ 補助事業者が自社等から調達を受け、補助対象住宅を施工する場合は、利益等相当分の排除が必要です。

2-4 補助額

補助対象設備の種類ごとに次に掲げる額とします。ただし、補助対象経費を超えての補助はできません。

種類	補助額
自家消費型太陽光発電設備	発電出力（※1）に1kW当たり7万円を乗じた額とする。
蓄電システム等 （※2）	導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額とする。

※1 太陽電池モジュールの日本工業規格に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とする。発電出力に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※2 補助金の交付対象となる自家消費型太陽光発電設備と併せて設置するものであること。

3 補助金の交付申請

3-1 受付期間等

（1）受付期間

令和7年4月25日（金曜日）～令和7年12月26日（金曜日）

- ・審査に1か月ほどかかる見込みです。補助事業の着手予定日の1か月以上前に申請書を提出してください。
- ・予算額に達した場合は申請期間終了前に受付を締め切ることがあります。

（2）補助金交付申請から交付決定まで

申請は、要綱、要領及び手引をよく確認した上で、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者、補助対象住宅の共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

※ 補助金の交付決定通知書の日付より前に事業に着手した場合は、補助金の交付ができません（事業の着手については、「4-1 事業着手」を参照してください。）。

※ 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正する場合があります。

3-2 申請時に提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、郵送又は電子申請システムを利用して提出してください。持込みでの提出は受け付けません。

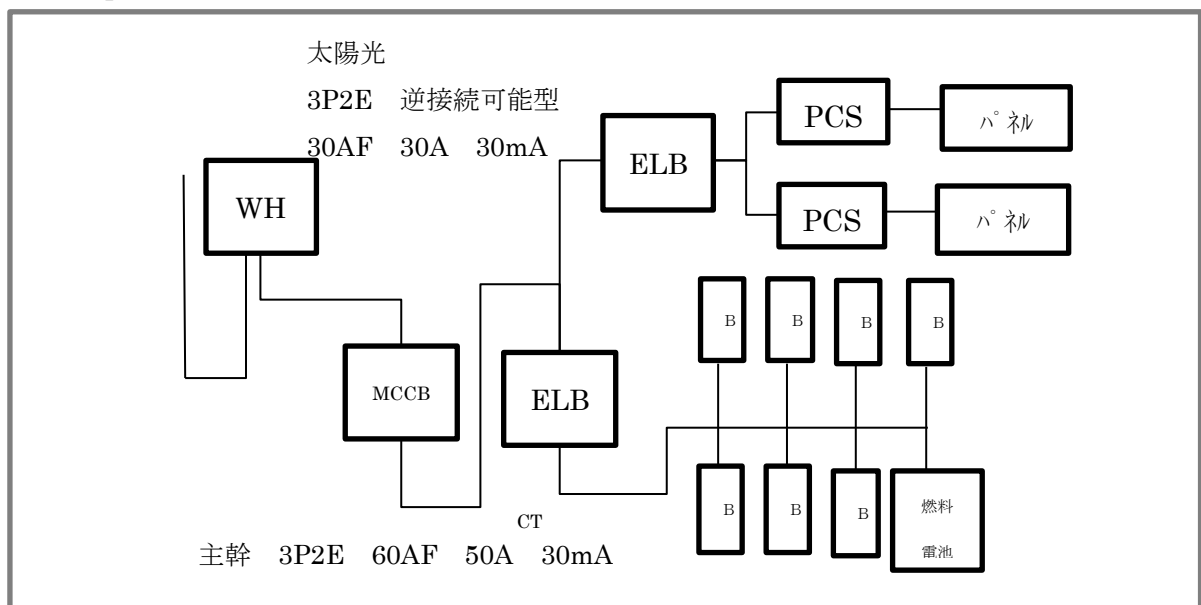
※ 提出方法は「7 書類の提出方法・問合せ先」を参照してください。

番号	提出書類	提出書類の詳細など
(1)	交付申請書 (別表1第1号様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。
(2)	事業計画書 (別表1第1号様式別紙1)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。
(3)	契約書の写し ※変更契約書も含む	共同住宅の新築・購入と太陽光発電設備等に係る契約が別々の場合は、両方を提出すること。 ※注文書及び注文請書、購入申込書などでも可とします。
(4)	経費の内訳を証する書類	上記の契約書に、太陽光発電設備等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、太陽光発電設備等に係る経費の内訳が確認できる書類（見積書等）を提出すること。
(5)	仕様書等	補助要件を満たすことが確認できる書類を提出すること。次について確認できるカタログや仕様書等が該当します。 ・太陽電池モジュールの型式、定格出力 ・パワーコンディショナーの型式、定格出力 ・蓄電池ユニット、蓄電システムの型式（パッケージ型番）、定格容量 ・その他太陽光発電設備等を構成する機器の型式（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備等）
(6)	設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	自家消費型太陽光発電設備、蓄電システム等について次の書類を提出すること。 【機器配置図】 機器の設置場所及び配置が確認できる図面とすること。なお、屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等がわかるように作成すること。 【システム系統図】 補助対象設備及び既存設備等の配線を示した図面 【単線結線図】 契約電流又は電力が分かる屋内配線図。引込み受け点から発電設備までの単線結線図を作成すること（記載例参照）。 ※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存

		設備についても記載すること。
(7)	住民票の写し	補助事業者が個人の場合に提出すること。 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、発行日から3か月以内のもの。 ※補助事業者が複数の者の場合は、共有者についても提出すること。
(8)	履歴事項証明書又はこれに代わるもの	補助事業者が法人の場合に、提出すること（発行日から3か月以内のもの）。
(9)	管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類	補助事業者が管理組合の場合に、太陽光発電設備等の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類（議事録等）を提出すること。 なお、建築主が申請する場合にあっては、太陽光発電設備等が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類を提出すること。
(10)	役員等氏名一覧表 （別表1第1号様式別紙2）	補助事業者が法人又は管理組合の場合に、提出すること。 ※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載すること。
(11)	建物の登記関係書類	賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合に、次のいずれかの書類を提出すること。 ・登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの） ・検査済証の写し ※共同住宅を新築する場合には、建築確認済証の写しを提出すること。
(12)	耐震性能を確保した共同住宅であることを明らかにする書類	現行の耐震性能を確保していること（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの）を明らかにする書類。 ※(11)の書類で確認できる場合は提出不要 ※昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した共同住宅の場合は、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し（今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出すること。）
(13)	年間の想定発電量及び想定電力消費量の計算書又はこれに代わるもの	【年間の想定発電量】 施工事業者が作成した発電シミュレーション等 【年間の想定電力消費量】 任意様式の計算書とともに、根拠となる電気料金票等

(14)	委任状 (別表 1 第 1 号様式別紙 3)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請を行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状を提出すること。
(15)	利益等の排除に関する書類	補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事費含む。）する場合は、利益等の排除に関する書類を提出すること。
(16)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

【単線結線図】記載例



4 事業の実施

4-1 事業着手

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

<事業の着手に当たる行為>

- (1) 同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し
- (2) その他の場合は、補助対象設備の設置に係る工事

※ 契約・代金の支払いに係る行為及び、太陽光発電設備等の工事を含まない共同住宅の工事については、事業の着手にあたりません。

4-2 事業実施中の注意事項

(1) 実施に当たっての注意

交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は次のとおりです。

- (ア) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。
- (イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (ウ) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (エ) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (a) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (b) 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (オ) その他、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）及び交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

(2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 変更、中止、廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合や取りやめる場合は、速やかに（4）や（5）の手続きを取ってください。

(4) 計画変更時

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容の変更をしようとする場合は、要件を満たさなくなる可能性がありますので、事前に県へ相談した上で、速やかに次の書類を提出してください。実績報告において、補助要件を満たしていない場合は、補助金の交付はできません。

※ 交付決定後に、補助額を増額することはできません。

※ 設備の種類ごとの補助金額（交付決定通知書に記載）に影響を及ぼすことがない場合は、提出不要です。実績報告の際に、事業結果報告書及び変更内容等が分かる書類を添えて提出してください（実績報告については「5 事業の完了報告」を参照してください。）。

計画の変更時に提出が必要な書類

- | | |
|-----|-------------------|
| (ア) | 変更承認申請書（別表1第4号様式） |
|-----|-------------------|

(イ)	変更箇所に係る確認書類（＊３）及び事業計画書 ＊３ 金額の変更：契約書又は見積書／機種の変更：仕様書等
-----	--

（５）中止・廃止時

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類	
(ア)	中止・廃止承認申請書（別表１第７号様式）

５ 事業の完了報告

５－１ 事業の完了

（１）事業の完了とは

事業の完了日は、次のうち、最も遅いものです。

事業は令和８年３月３１日（火）までに完了しなければなりません。

事業の完了日（下記項目のいずれか遅い日）
・新たに導入した太陽光発電設備等の「 <u>設置工事の完了</u> 」
・新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の「 <u>支払完了</u> 」
・新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の「 <u>引渡し</u> 」

（２）実績報告書提出の注意点

事業が完了してから２か月以内又は令和８年４月３０日（木）のいずれか早い期日までに実績報告書を県に提出してください。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

事業が完了しているものの、やむを得ない理由により期日までに実績報告書を提出できない場合は、実施状況報告書（別表１第１０号様式）を提出してください（令和８年３月３１日（火）まで必着）。

提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

５－２ 実績報告時に提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、郵送又は電子申請システムを利用して提出してください。持込みでの提出は受け付けません。

※ 提出方法は「７ 書類の提出方法・問合せ先」を参照してください。

【共通書類】

番号	提出書類	提出書類の詳細など
(１)	実績報告書 (別表１第１１号様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。

(2)	事業結果報告書 (別表 1 第11号様式別紙 1)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。
(3)	通帳等の写し ※申請者本人名義の口座に限る	【通帳がある場合】 補助金振込先の<u>口座名義人</u>（フリガナ）、<u>金融機関名</u>、<u>店名</u>、<u>預金の種類</u>及び<u>口座番号</u>が記載されている部分の通帳の写し。 【ネットバンキング等で通帳が無い場合】 ネットバンキングの入力画面（<u>口座名義人</u>『カタカナ又はローマ字』、<u>金融機関名</u>、<u>店名</u>、<u>預金の種類</u>及び<u>口座番号</u>が記載された画面）のコピーなど。
(4)	耐震性能を確保した共同住宅であることを明らかにする書類	昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した共同住宅の場合で、今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施するため申請時に提出できなかった場合は、実績報告時に提出すること。
(5)	仕様変更報告書（別表 1 第11号様式別紙 2）及び変更に係る書類 ※補助額に影響を及ぼすことがない仕様等を変更した場合のみ	・ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 ・併せて変更に係る見積書等の写しも提出すること。
(6)	納品及び支出を証する書類の写し	納品書や受領書の写し、領収書や支払確認書類など、補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写しを提出すること。
(7)	実際の設置図 (機器配置図、システム系統図及び単線結線図) ※申請時から変更がない場合でも、申請時と同様の図面の提出が必要です。	自家消費型太陽光発電設備、蓄電システム等について次の書類を提出すること。 【機器配置図】 機器の設置場所及び配置が確認できる図面とすること。なお、屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等がわかるように作成すること。 【システム系統図】 補助対象設備及び既存設備等の配線を示した図面 【単線結線図】 約電流または電力が分かる屋内配線図。引込み受け点から発電設備までの単線結線図を作成すること（3-2の記載例参照）。 ※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設備についても記載すること。
(8)	補助対象設備の型式及び製造番号が明記された書類	太陽光モジュール、パワーコンディショナー及び蓄電システム等の型式及び設置枚（台）数が分かる書類（保証書、出荷証明書、出力対比表、検査成績書等の写しのいずれか）の写し等を提出すること。

(9)	共同住宅の建物全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	共同住宅の全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の次の完成写真を添付すること。 ・導入した太陽電池モジュールが確認できる写真 ・導入したパワーコンディショナーが確認できる写真 ・導入した蓄電システム等が確認できる写真 ・その他太陽光発電設備等を構成するための機器の写真（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など） ・導入した設備が稼働可能なことが確認できる写真（表示装置などで稼働状況が表示されているもの） ※連系運転時の写真（試運転時の写真も可） ※蓄電システム等を導入する場合は、自立運転時の写真（自立運転機能の確認を行った写真）
(10)	役員等氏名一覧表 （別表 1 第 1 号様式別紙 2）	建築主が交付申請を行った場合にあっては、申請後に設立された管理組合について提出してください。 ※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。
(11)	引渡し証明	共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡しの期日を証する書類を提出すること。様式は問いません。
(12)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

6 補助金の交付

6-1 補助金の振込み

実績報告書の審査が完了した後、実績報告書に記載された口座に振り込みます。

交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。が、交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。

6-2 補助対象住宅の管理

補助金の交付を受けた補助事業者は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型太陽光発電設備	10 年
蓄電システム等	6 年

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から、自家消費型太陽光発電設備に係る証拠書類等及び、蓄電システムに係る証拠書類等は10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 書類の提出方法・問合せ先

いずれの方法で提出する場合においても、県から問合せがあったときのために必ず各種書類の写しを手元に保管してください。

（１）郵送による提出

１部を次のあて先に郵送してください。レターパック等、追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

提出書類には、左側に２穴をあけ、提出書類ごとにインデックスを付けてください。

<書類の郵送先>

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室家庭グループ

共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金担当

（２）電子申請システムによる提出

e-kanagawa電子申請システムからも書類の提出が可能です。電子申請システムで提出した場合は、郵送は不要です。申請完了時に整理番号とパスワードが発行されますので、必ず保管してください。

電子申請システムのリンクは下記ホームページアドレスよりご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300183/kanagawa-kyoudouzyutaku.html>

<問合せ先>

TEL：045-210-4115

ホームページ：「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入費補助金」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300183/kanagawa-kyoudouzyutaku.html>

受付期間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8：30～17：15（12：00～13：00は除く。）